

3. 議会関係

(2) 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する調（平成21年4月1日現在）

① 都道府県分

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
北海道	北海道議会の議決事件に関する条例	S33. 11. 1	(1)一般職に属する道職員又は道の機関の所管に属する職員（雇用人及び嘱託を含む）のうち、その定数につき法令に特別の規定がないものの定数に関する事 (2)北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償に関する事 (3)北海道電気事業償却資産に対する特別減価償却の実施に関する事
青森県	青森県議会の議決すべきものを定める条例	S24. 9. 6	(1)県職員のうち、法律又は政令により、その定数を条例で規定するものとされているものを除くものの定数を定め又は改廃する事 (2)県職員のうち法令により官吏分限令を準用するものとされているものを除くものの分限に関する事 (3)県職員の定数を条例であらたに定め又は改廃することにより過員となった場合、退職する県職員の退職手当に関する事
青森県	青森県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべきものとして定める条例	H16. 6. 30	県行政に係る基本的な計画の策定等
岩手県	県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例	H15. 10. 9	基本計画等の策定、変更又は廃止をするに当たり、次に掲げる事項 ・基本計画等の推進に係る基本構想に関する事。 ・基本計画等の実施期間に関する事。 ・基本計画等の実施に関する主要な目標のうち、県行政の推進上特に重要と認められるものに関する事。 ・前3号に掲げるもののほか、基本計画等の実施に関し必要な政策又は施策の主要な実施方法の概要
宮城県	県議会の議決すべきものを定める条例	S24. 7. 11	(1)法律又は政令により、その定数を条例で規定するものとされているものを除く宮城県職員定数の定め又は改廃に関する事 (2)宮城県職員定数を条例で新たに定め又は改廃することにより過員となった場合、職員の分限に関する事 (3)宮城県職員定数を条例で新たに定め又は改廃することにより過員となった場合、退職する宮城県職員の退職手当に関する事
宮城県	宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例	H15. 4. 1	(1)県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更、廃止。 (2)県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画の策定、変更、廃止。
秋田県	地方自治法第96条第2項に基づく議決事件指定条例	S33. 10. 6	人事委員会の求めにより出頭した証人の費用弁償
山形県	山形県行政に係る総合的な計画を議会の議決事件として定める条例	H17. 10. 7	県行政に係る総合的な計画の策定等
福島県	福島県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例	H17. 3. 25	県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画の策定等
群馬県	群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例	H20. 4. 1	基本計画について、以下に掲げる事項 ・基本計画のうち基本構想の策定、変更に関する事 ・基本計画の実施期間に関する事 ・基本計画の主要な目標に関する事 ・基本計画の廃止（実施期間の満了に伴うものを除く）に関する事
埼玉県	埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件等と定める条例	H16. 3. 26	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（計画期間が5年未満のものを除く。）の策定・変更・廃止

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
千葉県	千葉県議会の議決に附すべき事項を定める条例	S27. 11. 7	(1)公安委員会の事務部局の職員の定数に関する事項 (2)労働委員会の事務部局の職員の定数に関する事項 (3)漁業調整委員会の事務部局の職員の定数に関する事項 (4)人事委員会の事務部局の職員の定数に関する事項 (5)漁業調整委員会の求めに応じ出頭した者の費用弁償の支給に関する事項
千葉県	千葉県行政に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例	H21. 3. 6	県行政全般に係る政策及び施策の基本的な報告を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの（実施期間が3年未満のものを除く。）の策定、変更、又は実施期間満了前の廃止
東京都	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	S26. 9. 22	(1)生業資金の貸付に関すること (2)東京都人事委員会の審査に出頭する証人等の費用弁償に関すること
神奈川県	議会の議決に付すべき事件等に関する条例	H17. 1. 1	(1)労働委員会の事務局の職員の定数を定めること (2)神奈川県漁業調整委員会の事務局の職員の定数を定めること
神奈川県	神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例	H16. 10. 26	基本計画等（実施期間が5年未満のものを除く）の策定、変更に係る次の事項に関すること ・基本計画等のうち基本構想に関すること ・基本計画等の実施期間に関すること ・基本計画等の実施に関し必要な政策及び施策のうち、基本的なものに関すること ・基本計画等の廃止（実施期間満了に伴うものを除く）に関すること
新潟県	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に関する条例	S24. 8. 25	(1)県費支弁職員の定数を定めること（法令で別段の定めあるものを除く） (2)県費支弁職員の退職手当を定めること。
石川県	石川県の行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例	H18. 12. 22	総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするとき、その基本的な事項に関すること
福井県	職員に関する議決事項指定条例	H17. 1. 1	(1)労働委員会の事務部局の職員の定数を定めること (2)海区漁業調整委員会の事務部局の職員の定数を定めること
山梨県	山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例	H20. 4. 1	総合計画の策定又は変更（軽微な変更を除く。）にあたり、その基本的な事項
長野県	長野県基本計画の議決等に関する条例	H17. 7. 19	(1)県行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2)(1)に掲げるもののほか、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を定める計画の策定、変更（当該計画の実施方針、実施期間及び主要な目標に係るものに限る。又は廃止
岐阜県	岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H19. 7. 9	(1)県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの (2)県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものであって次に掲げるもの イ 総合的な交通体系に関する計画 ロ 男女共同参画に関する計画 ハ 保健医療体制の確保に関する計画 ニ 地域福祉の支援に関する計画 ホ 環境の保全及び創出に関する計画 ヘ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画 ト エネルギーの長期需給に関する計画 チ 水の需要見通しと供給目標に関する計画 リ 下水道等の整備に関する計画 ヌ 農山村の整備に関する計画 ル 教育の振興に関する計画 ヲ 少子化対策に関する計画

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
愛知県	議決事件指定条例	S39. 3. 27	名古屋港管理組合の設立に伴い、愛知県が名古屋市及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産その他の事項に関する協定
三重県	三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例	H13. 4. 1	(1) 県行政全般に係る将来の目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示した計画（計画期間が5年を超えるものに限る。）の策定又は変更 (2) ①に掲げるもののほか、県行政の基本的な施策に係る計画（法令又は他の条例の定めのあるものを除く。）の策定又は変更
三重県	県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例	H14. 4. 1	(1) 法人に対する県の出資の割合が4分の1以上になる場合の出資又は出えん (2) 4分の1出資法人に対する出資、出えんにより県の出資の割合が2分の1以上になる場合の出資又は出えん (3) 7千万円以上の出資、出えん又は信託（地方自治法第235条の4第1項の規定による歳計現金の保管及び同法第241条第2項の規定による基金の運用の場合を除く。）
三重県	三重の森林づくり条例	H17. 10. 21	三重のもりづくりについての基本的な計画の策定又は変更
三重県	三重県自然環境保全条例	H18. 1. 10	自然環境の保全を図るための基本方針の策定又は変更
三重県	三重県環境基本条例	H18. 1. 10	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定又は変更
三重県	人権が尊重される三重をつくる条例	H18. 1. 10	人権施策の基本となる方針の策定又は変更
三重県	三重県男女共同参画推進条例	H18. 1. 10	男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定又は変更
三重県	三重県健康づくり推進条例	H18. 1. 10	健康づくりに関する基本的な計画の策定又は変更
三重県	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	H19. 4. 1	ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画の策定又は変更
滋賀県	滋賀県議会の議決事件を定める条例	H17. 10. 21	(1) 労働委員会および漁業調整委員会の事務局の職員（常時勤務に服しない者、2月以内の期間を定めて雇用される者、地方公務員第22条第2項の規定により臨時的に任用される者および退職者を除く。）の定数は、条例をもって定めること (2) 地方公務員法およびこれに基づく条例または人事委員会の定める規則により、人事委員会の喚問を受け出頭した証人その他関係者に対する旅費の支給については、条例をもって定めること (3) 発電事業を行いまたは廃止しようとする事 (4) 水資源開発促進法第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとする事 (5) 河川法第16条の2第5項の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとする事 (6) 独立行政法人水資源機構法第13条第1項もしくは第6項又は第16条第1項の規定に基づき、知事が独立行政法人水資源機構の協議に応じようとする事
滋賀県	滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例	H17. 4. 1	(1) 県行政の全般に係る政策および施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これに類するもの（計画等の期間が原則5年以上のもの） (2) 県行政の各分野に係る政策および施策の基本的な方向を体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの（法令に定めのあるものを除く。）のうち、県行政の推進のために特に重要なもの（計画等の期間が原則5年以上のもの）
京都府	京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H20. 4. 1	府政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画並びに府政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画（計画期間3年以上）の策定、変更及び廃止に関する事。
京都府	京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例	H20. 4. 1	議会が、府の出資法人（出資割合が4分の1以上、又は4分の1未満の法人のうち、その業務が府の事務又は事業と密接な関連を有する法人）の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるとき、知事等に対し意見を述べること。

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
大阪府	大阪府議会基本条例	H21. 4. 1	府行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止
兵庫県	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	S39. 4. 1	1件2,000万円以上の出資又は出捐
兵庫県	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H20. 10. 3	県行政に係る基本的な計画の策定、変更又は廃止
兵庫県	行財政構造改革の推進に関する条例	H20. 10. 3	行財政構造改革推進方策の策定、変更又は廃止
奈良県	議会の議決すべき事件に関する条例	S24. 7. 1	(1) 県費支弁職員の定数を定めること。但し法令に別段の定めあるものを除く。 (2) 県費支弁職員の退職手当を定めること。但し法令に別段の定めあるものを除く。 (3) 吏員以外の県費支弁職員の分限を定めること。但し法令に別段の定めあるものを除く。
奈良県	奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例	H20. 7. 11	基本計画等について、次に掲げる事項 ・基本計画等のうち、基本構想に関すること。 ・基本計画等の期間に関すること。 ・基本計画等の実施に関し必要な政策及び施策のうち、基本的なものに関すること。
和歌山県	議会の議決を要する事件の指定に関する条例	S28. 4. 7	(1) 人事委員会に出頭した証人の実費弁償に関すること。 (2) 特別職に属する職員の退職手当に関すること。 (3) 公安委員会に出頭した参考人及び関係人の実費弁償に関すること。 (4) 県の警察職員のうち警視正以上の階級にある警察官の旅費に関すること。 (5) 投票管理者、開票管理者、投票立会人および開票立会人の報酬および費用弁償の額の基準に関すること。
和歌山県	和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H19. 4. 1	知事等が、基本計画等を策定・変更にあたり、次の事項（計画期間の満了に伴う場合を除き、廃止の場合を含む） ・基本構想に関すること。 ・計画期間に関すること。 ・実施に関し必要な政策及び施策のうち基本的なものに関すること。
鳥取県	地方自治法第96条第2項の規定による鳥取県議会の議決すべき事件に関する条例	H17. 4. 1	鳥取県の行政庁の処分又は裁決について県を被告とする訴訟に関する訴えの提起・和解に関すること
岡山県	岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例	S39. 3. 27	(1) 労働委員会の事務部局の職員の定数に関すること。 (2) 主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）施行のための条例を制定すること。 (3) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員の定数に関すること。 (4) 法令の規定に基づき県の機関の求めに応じて出頭した証人、参考人、鑑定人等の費用弁償（法令の規定により条例で定めるべき旨を規定している場合を除く。）の額及び支給方法に関すること。 (5) 1件500万円以上の出資及び出捐に関すること。
広島県	広島県議会の議決すべき事件に関する条例	S44. 3. 25	(1) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員の定数に関すること (2) 人事委員会が喚問した証人に対する費用弁償に関すること (3) 司法警察職員に出頭を求められた被疑者以外の者に対する費用弁償に関すること
徳島県	徳島県議会の議決すべき事件を定める条例	S54. 3. 26	電気事業法（昭和39年法律第170号）第22号第1項の規定により経済産業大臣に届け出る売電料金の額、売電の期間及び売電料金の徴収の方法に関すること。
香川県	香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例	H16. 4. 1	県行政に係る基本計画の策定、変更又は廃止

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
愛媛県	県議会の議決すべき事件に関する条例	S24. 8. 3	(1) 選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、教育委員会等の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員のうち、地方自治法第191条第2項、第200条第2項及び教育委員会法第45条第3項、第66条第2項の規定によりその定数を条例で定める職員以外の職員の定数を定めること。 (2) 議会、公安委員会及び漁業調整委員会等の事務部局の職員の定数を定めること。 (3) 地方公務員法第8条第5項の規定に基づいて人事委員会が証人等を喚問するときの費用弁償について定めること。 (4) 農業委員会法第34条において準用する第18条の規定による、愛媛県農業委員会の委員及び専門調査員に対する報酬及び費用弁償について定めること。
福岡県	福岡県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例	H17. 4. 1	県行政に係る基本的な計画の策定等
佐賀県	佐賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とする条例	H21. 4. 1	佐賀県行政に係る基本的な計画の策定、変更又は廃止
長崎県	長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例	H15. 10. 14	(1) 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更、廃止（計画期間が2年未満のものを除く） (2) (1)に掲げるもののほか、県行政の各分野において基本的な方向を定める計画の策定、変更、廃止（法令又は他の条例に定めのあるもの及び計画期間が2年未満のものを除く）
大分県	大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H21. 4. 1	県行政に係る基本的な計画の策定、変更又は廃止
宮崎県	地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件に関する条例	H17. 1. 1	労働委員会の事務部局に常時勤務する職員の定数に関すること。
宮崎県	宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H20. 4. 1	県行政に係る基本的な計画の策定、変更、廃止に関すること。
計	56件		

② 市町村分

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
北海道	札幌市	札幌市議会の議決すべき事件に関する条例	S32. 6. 13	電力報償契約の締結又は解除に関すること。
北海道	旭川市	旭川市議会の議決すべき事件に関する条例	S35. 7. 11	市が株式会社旭川振興公社の株主総会において、次に掲げる事項について議決権を行使すること。 (1)定款の変更、(2)取締役、監査役の選任、(3)会社の解散、(4)会社の合併
北海道	釧路市	釧路市議会の議決すべき事件に関する条例	H17. 10. 27	株式会社釧路振興公社の株主総会において、(1)定款の変更、(2)監査役1人の選任、(3)会社の解散、(4)会社の合併又は分割、の議決権を行使すること。
北海道	帯広市	帯広市議会の議決すべき事件に関する条例	H18. 4. 1	(1)都市宣言に関すること。 (2)姉妹及び友好都市の提携に関すること。
北海道	苫小牧市	苫小牧市議会の議決事件に関する条例	S48. 11. 1	苫小牧東部開発に関する基本方針を定めること。
北海道	稚内市	稚内市議会の議決すべき事件を定める条例	H19. 4. 1	(1)稚内市都市計画マスタープラン、(2)稚内市一般廃棄物処理基本計画 (3)稚内市高齢者保健福祉計画、(4)稚内市介護保険事業計画 (5)稚内市次世代育成支援行動計画、(6)稚内市障害者計画 (7)稚内市環境基本計画
北海道	芦別市	芦別市議会の議決すべき事件に関する条例	S40. 9. 20	市道に国の林道を設定すること。
北海道	歌志内市	歌志内市議会の議決事件に関する条例	S59. 2. 21	歌志内市が株式会社歌志内振興公社の株主総会において、次に掲げる事項につき議決権を行使すること。(1)定款の変更、(2)会社の合併、(3)会社の解散
北海道	名寄市	名寄市議会基本条例	H21. 4. 1	(1)法第2条第4項の基本構想及び総合計画 (2)都市計画マスタープラン、(3)住宅マスタープラン (4)高齢者保健医療福祉計画、(5)介護保険事業計画、(6)次世代育成支援行動計画
北海道	富良野市	株式会社富良野振興公社に関し、議会の議決すべき事件を定める条例	S41. 10. 15	市が株式会社富良野振興公社の株主総会において、次に掲げる事項について議決権を行使する際は、議会の議決を経なければならない。 (1)定款の変更、(2)会社の合併、(3)会社の解散
北海道	恵庭市	恵庭市名誉市民に関する条例	S35. 12. 16	名誉市民の決定に関すること。
北海道	福島町	福島町議会基本条例	H21. 4. 1	(1)福島町総合計画、(2)福島町過疎地域自立促進市町村計画 (3)福島町まちづくり行政推進プラン、(4)福島町都市計画 (5)福島町地域防災計画、(6)福島町地域マリンビジョン計画 (7)福島町農業振興地域整備計画、(8)福島町森林整備事業計画 (9)福島町地域福祉計画、(10)福島町住宅マスタープラン (11)福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、(12)福島町次世代育成支援行動計画
北海道	森町	森町名誉町民条例	H18. 3. 13	名誉町民の決定に関すること。
北海道	八雲町	八雲町名誉町民条例	H17. 10. 1	名誉町民称号贈与の決定・取り消し
北海道	江差町	江差町表彰条例	S58. 3. 22	名誉町民表彰に関すること。
北海道	厚沢部町	厚沢部町名誉町民及び特別名誉町民条例	S43. 3. 16	(1)名誉町民の町葬を行うこと (2)顕彰碑を建て又はこれを建てる者に対し寄附をし、その他功績を長く伝える方途を講ずること
北海道	今金町	今金町議会基本条例	H19. 5. 1	(1)法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画、(2)今金町都市計画マスタープラン、 (3)今金町住宅マスタープラン、(4)今金町町営住宅ストック総合活用計画 (5)今金町保健福祉総合計画、(6)今金町次世代育成支援行動計画
北海道	岩内町	岩内町名誉町民条例	S46. 9. 29	名誉町民の決定に関すること。

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
北海道	岩内町	岩内町温泉条例	H1. 7. 1	温泉供給料金の減免に関する事。
北海道	余市町	余市町名誉町民条例	S62. 6. 20	(1)名誉町民の決定、(2)名誉町民の取消しに関する事。
北海道	南幌町	議会の議決に付すべき事件の指定に関する条例	S28. 3. 30	(1)法令による委員会より出頭を求められた者のうち、給与の支給に関する事。 (2)委員会の委員のうち、法令によりその者に対する給与を支給すべきものとされている者を除くほか、その者に対する報酬及び費用弁償の支給に関する事。
北海道	栗山町	栗山町議会基本条例	H18. 5. 18	(1)法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画 (2)栗山町都市計画マスタープラン、(3)栗山町住宅マスタープラン (4)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、(5)次世代育成支援行動計画
北海道	沼田町	議会の議決すべき事件に関する条例	S39. 8. 26	町民憲章の制定に関する事。
北海道	幌加内町	幌加内町名誉町民に関する条例	H18. 11. 2	名誉町民の取り消しに関する事。
北海道	東川町	写真の町に関する条例	H20. 6. 24	姉妹都市の提携又は解消を行う事。
北海道	南富良野町	南富良野町名誉町民条例	S59. 8. 1	(1)名誉町民の決定、(2)名誉町民の取消しに関する事。
北海道	南富良野町	株式会社富良野振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例	H3. 3. 20	公社株主総会における(1)定款の変更、(2)会社の合併、(3)会社の解散、の議決権行使に関する事
北海道	美深町	美深町名誉町民条例	H20. 3. 25	名誉町民の決定に関する事
北海道	羽幌町	羽幌町名誉町民に関する条例	H4. 4. 28	(1)名誉町民の決定、(2)名誉町民の取消しに関する事。
北海道	遠軽町	遠軽町議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 4. 1	(1)地方自治法第2条第4項の規定による遠軽町の基本構想にかかる基本計画(実施計画を除く)に関する事。 (2)町の木又は町の花の制定に関する事。 (3)町民憲章を制定し、又は改廃に関する事。 (4)町章に関する事。 (5)姉妹都市又は友好都市の提携に関する事。 (6)自主財政計画に関する事。
北海道	滝上町	滝上町議会の議決事件に関する条例	S51. 9. 25	町の行う請願で、町長において必要と認めたもの。
北海道	興部町	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	H15. 2. 5	興部町財政再建計画(基本方針)に関する事。
北海道	豊浦町	豊浦町議会の議決事件に関する条例	S25. 12. 26	議会において必要と認める(1)資金の貸付、(2)債務の保証に関する事。
北海道	上士幌町	上士幌町名誉町民条例	H15. 9. 5	(1)名誉町民の決定に関する事。 (2)名誉町民が死亡したときに町葬を行う事に関する事。 (3)名誉町民であることを取消す事に関する事。
北海道	上士幌町	上士幌町表彰条例	H15. 2. 26	表彰を行う事に関する事。
北海道	上士幌町	上士幌町行政区設置条例	H14. 3. 12	行政区の廃置分合又は境界変更を定める事に関する事。
北海道	清水町	清水町名誉町民条例	S44. 3. 23	名誉町民の決定に関する事。
北海道	池田町	議会の議決に付すべき事件に関する条例	H21. 3. 19	池田町立病院改築基本計画に関する事。
北海道	標茶町	標茶町立自然公園条例	S36. 3. 20	町立自然公園の区域の指定、変更、解除に関する事。

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
北海道	標茶町	標茶町名誉町民条例	S50. 3. 25	(1)標茶町名誉町民の称号の決定、(2)標茶町名誉町民の称号の取消し
北海道	鶴居村	鶴居村名誉村民条例	S48. 3. 17	名誉村民称号付与同意に関すること。
北海道	標津町	標津町名誉町民条例	H17. 4. 1	標津町名誉町民の称号を贈ることに關すること。
計	37団体	42件		
青森県	八戸市	八戸市議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 3. 27	定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の決定に關すること
青森県	板柳町	板柳町災害見舞金等に関する条例	S54. 7. 2	被災世帯が20戸以上の場合における見舞金支給について
青森県	六ヶ所村	議会の議決すべきものを定める条例	S24. 7. 1	(1)村職員のうち法律又は政令によりその定数を条例で規定するものとされているものを除くものの定数を定め又は改廃すること。 (2)村職員の定数を条例で新たに定め又は改廃することにより過員となった場合退職する職員の退職手当に關すること。
青森県	おいらせ町	おいらせ町議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 3. 16	定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告について
青森県	三戸町	三戸町議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 3. 24	定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告に關すること
青森県	南部町	南部町議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 3. 17	定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告に關すること
青森県	階上町	階上町議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 3. 16	定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止に關すること
青森県	新郷村	新郷村議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 3. 17	定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結
計	8団体	8件		
岩手県	大船渡市	大船渡市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H19. 4. 1	基本計画の策定、変更又は廃止に關すること。
岩手県	北上市	北上市議会の議決すべき事件を定める条例	H3. 4. 1	姉妹都市及び友好都市の提携をすること。
岩手県	釜石市	釜石市議会の議決すべき事項を定める条例	H19. 4. 1	(1)財政再建計画の策定及び変更(軽微な変更を除く。)に關すること。 (2)国民健康保険事業自主再建計画の策定及び変更(軽微な変更を除く。)に關すること。 (3)釜石市民憲章の制定に關すること。
岩手県	奥州市	奥州市議会の議決に付すべき事件を定める条例	H19. 3. 7	(1)都市宣言の制定又は改廃に關すること。 (2)姉妹都市の提携に關すること。
岩手県	雫石町	議会の議決すべき事件に関する条例	H14. 3. 26	地方自治法第2条第4項の規定により定めた基本構想に基づく基本計画。
岩手県	金ヶ崎町	議会の議決を経べき事項に関する条例	S31. 10. 21	町財政の自主再建について
岩手県	藤沢町	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	H12. 4. 1	地方自治法第2条第4項の規定により定めた基本構想に基づいて策定される基本計画
岩手県	岩泉町	岩泉町議会の議決すべき事件を定める条例	S33. 7. 30	自主財政再建計画に關すること。
岩手県	軽米町	軽米町議会の議決すべき事件に関する条例	S60. 10. 1	姉妹締結をすること。
岩手県	滝沢村	議会の議決すべき事件に関する条例	S12. 6. 6	地方自治法第2条第4項の規定により定めた基本構想に基づいて策定された基本計画

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
岩手県	紫波町	紫波町議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 2. 27	(1)5年以上を一期とする計画等の策定又は変更 (2)紫波町環境保全条例第10条第1項に規定する公害の防止に関する協定の締結 (3)友好都市又は姉妹都市の盟約の締結 (4)まちづくりに関する憲章又は宣言の制定
計	11団体	11件		
宮城県	蔵王町	蔵王町議会の議決すべきものを定める条例	S30. 4. 1	法律、政令によりその定数を条例で規定するものとされているものを除く職員の定数
宮城県	柴田町	議会の議決すべき事件に関する条例	S54. 12. 18	姉妹都市の締結に関する事。
宮城県	色麻町	色麻町議会の議決すべき事件に関する条例	H18. 9. 21	(1)基本構想に基づく基本計画の策定及び変更、(2)地域防災計画の策定及び変更 (3)公害防止協定の締結に関する事項
宮城県	本吉町	議会の議決すべき事件に関する条例	H14. 12. 24	(1)地方自治法第2条第4項の規定により定める基本構想に基づく基本計画 (2)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条の規定に基づく国民の保護に関する計画 (3)災害基本法第42条第1項の規定に基づく地域防災計画 (4)5か年以上にわたる個別行政マスタープラン（議長が議決の必要ないと認めたものを除く。） (5)行政界の変更及び確定に関する事項 (6)友好都市及び姉妹都市の締結に関する事項 (7)公害防止協定の締結に関する事項 (8)まちづくりに関する憲章及び宣言
宮城県	多賀城市	名誉市民条例	H8. 4. 1	名誉市民を決定すること。
宮城県	大崎市	議会の議決すべき事件に関する条例	H19. 6. 27	市総合計画基本構想に即した基本計画を策定し、又は変更に関する事。
宮城県	松島町	松島町議会基本条例	H20. 6. 1	(1)公害防止協定の締結に関する事項、(2)松島町都市計画マスタープラン (3)障害者福祉基本計画、(4)松島町エンゼルプラン (5)松島町観光振興計画、(6)松島海岸駅周辺整備事業 (7)中心市街地活性化基本計画、(8)松島町地域情報化基本計画、(9)教育振興基本計画
計	7団体	7件		
秋田県	秋田市	地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件指定条例	S24. 10. 28	市職員のうち法令によりその定数を条例で規定するものとされているものを除く職員の定数を定めること
秋田県	鹿角市	議会の議決すべき事件を定める条例	H12. 3. 21	地方税法第433条第7項の規定により出席した関係者の実費弁償に関する事
秋田県	由利本荘市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 25	定住自立圏構想に基づく形成協定又は形成方針の策定、変更又は廃止
秋田県	小坂町	小坂町議会の議決すべき事件を定める条例	S34. 3. 20	地方税法第433条第3項の規定により出席した関係者の実費弁償に関する事
秋田県	八郎潟町	議会の議決すべき事件を定める条例	H7. 6. 30	地方公務員法第8条第6項の規定により喚問された証人及び地方税法第433条第7項の規定により出席した関係者の実費弁償に関する事
秋田県	藤里町	藤里町議会基本条例	H21. 4. 1	基本構想に関する基本計画
計	6団体	6件		
山形県	山形市	山形市名誉市民に関する条例	H14. 3. 25	名誉市民被表彰者の決定の同意、名誉市民の公葬の施行の議決
山形県	鶴岡市	鶴岡市名誉市民に関する条例	H17. 10. 1	名誉市民の称号を贈ること、その特典、待遇を与えること。

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
山形県	鶴岡市	鶴岡市情報公開条例	H17. 10. 1	情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱の同意
山形県	鶴岡市	鶴岡市加茂財産区管理会条例	H17. 10. 1	財産区管理委員の選任の同意
山形県	鶴岡市	鶴岡市公有林野官行造林条例	H17. 10. 1	産物採取に関する条項に違反したときの、5箇年以内の産物採取の禁止に関する事。
山形県	鶴岡市	鶴岡市表彰条例	H18. 6. 26	表彰の同意
山形県	酒田市	酒田市議会の議決事件に関する条例	H17. 11. 1	計画期間が5年を超えるもののうち、地方自治法第2条第4項の規定により定める基本構想に基づく基本計画の策定及び変更に関する事（軽微な変更は除く）
山形県	酒田市	酒田市名誉市民条例	H17. 12. 21	名誉市民、特別名誉市民及び国際親善名誉市民の決定の同意
山形県	酒田市	酒田市情報公開・個人情報保護審査会条例	H17. 11. 1	情報公開・個人情報保護審査会委員の任命の同意
山形県	新庄市	新庄市表彰条例	S39. 10. 1	被表彰者の同意
山形県	新庄市	新庄市名誉市民に関する条例	S46. 12. 8	被表彰者の同意。名誉市民取消の同意
山形県	新庄市	新庄市情報公開条例	S58. 10. 1	情報公開・個人情報保護審査会委員の任命の同意
山形県	村山市	村山市議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 26	友好都市又は姉妹都市の提携又は廃止に関する事項
山形県	天童市	天童市名誉市民条例	S63. 9. 21	名誉市民被表彰者の決定の同意
山形県	天童市	天童市情報公開・個人情報保護審査会条例	H14. 7. 1	情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱及び解職の同意
山形県	朝日町	朝日町名誉町民に関する条例	S40. 10. 15	名誉町民被表彰者の決定（同意）、名誉町民の公葬の施行
山形県	小国町	小国町議会の議決すべき事件を定める条例	S53. 6. 30	道路法第8条第2項の規定により認定した路線及び林道について、国有林野事業により設置された国有林林道との併用協定事項を定める事。
山形県	白鷹町	白鷹町名誉町民に関する条例	S43. 5. 30	「白鷹町名誉町民」の称号認定もしくは取消しに関する事。
山形県	飯豊町	飯豊町名誉町民に関する条例	S52. 3. 19	被表彰者の同意。名誉市民取消の同意
山形県	三川町	三川町名誉町民に関する条例	S43. 5. 30	「三川町名誉町民」の称号認定もしくは取消しに関する事。
山形県	庄内町	庄内町議会の議決すべき事件を定める条例	H17. 7. 1	地方自治法第2条第4項の規定に基づく庄内町基本構想に係る基本計画
計	12団体	21件		
福島県	南相馬市	南相馬市議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 4. 1	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告に関する事。
福島県	金山町	議会の議決すべき事項を定める条例	H12. 12. 25	地方自治法第2条第4項の規定による金山町振興計画基本構想に基づく金山町振興計画基本計画の策定
福島県	檜葉町	地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会において新たに議決すべき事件を定める条例	H14. 12. 17	東京電力株式会社福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書に関する事

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
福島県	富岡町	議会の議決に付すべき事件に関する条例	H16. 10. 6	(1) 地方自治法第2条第4項の規定により定める基本構想に基づく基本計画 (2) 災害対策基本法第42条第1項の規定に基づく地域防災計画 (3) 5 年以上にわたる個別行政マスタープラン (4) 友好都市及び姉妹都市の締結に関する事項 (5) まちづくりに関する憲章及び宣言 (6) 公害防止協定の締結に関する事項 (7) 東京電力株式会社福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定
福島県	浪江町	浪江町議会の議決すべき事件を定める条例	H17. 3. 30	地方自治法第2条第4項の規定に基づく浪江町の基本構想に係る基本計画に関する事
計	5団体		5件	
茨城県	土浦市	市議会の議決すべき事件に関する条例	S26. 10. 8	(1) 市の予算から給与を支出すべき職員（法令に別段の定めあるものを除く）の定数を定めること (2) 土浦市公平委員会の喚問する証人に対する費用弁償に関する事
茨城県	高萩市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	H15. 7. 17	高萩協同病院の移転改築に伴う協定締結に関する事。
茨城県	守谷市	守谷市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	S60. 3. 22	土地改良事業に要する経費の減免に関する事
茨城県	常陸大宮市	議会の議決すべき事件に関する条例	H19. 9. 6	(1) 地方自治法第2条第4項の規定により定める基本構想に基づく基本計画 (2) 友好都市及び姉妹都市に関する事項、(3) まちづくりに関する憲章及び宣言
計	4団体		4件	
栃木県	宇都宮市	地方自治法第96条第2項の規定に関する条例	H8. 3. 1	(1) 市職員等の賞じゆつ金の授与に関する事。 (2) 水道法第5条の2第2項の規定に基づく協議に対する同意及び第6条第2項の規定による同意に関する事。 (3) 市民憲章の制定及び改廃に関する事。 (4) 姉妹都市の提携に関する事。 (5) 市民の日の制定に関する事。 (6) 平和都市宣言の制定及び改廃に関する事。
栃木県	栃木市	栃木市議会基本条例	H21. 4. 1	基本構想に基づく基本計画
栃木県	鹿沼市	鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例	H15. 1. 1	情報公開・個人情報保護審査会委員の選任
栃木県	鹿沼市	鹿沼市長等政治倫理条例	H16. 4. 1	鹿沼市政治倫理審査会委員の選任
栃木県	鹿沼市	鹿沼市職員等公益通報条例	H16. 4. 1	公益通報相談員の選任
計	3団体		5件	
群馬県	高崎市	市議会の議決すべき事件に関する条例	H19. 4. 1	(1) 議会の事務局職員の定数に関する事。 (2) 選挙管理委員会の事務局職員中書記を除く他の職員の定数に関する事。 (3) 農業委員会の事務局職員の定数に関する事。 (4) 公平委員会の事務局職員の定数に関する事。 (5) 固定資産評価補助員の定数に関する事。 ※法令に基づかないものに限る。
群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市議会の議決すべき事件を定める条例	H18. 12. 6	(1) 市民憲章に関する事 (2) 都市宣言に関する事 (3) 市の木及び市の花に関する事
群馬県	沼田市	沼田市名誉市民条例	H1. 4. 1	名誉市民の決定に関する事

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
群馬県	片品村	片品村名誉村民条例	H10. 5. 11	名誉村民の推挙に関すること
群馬県	昭和村	昭和村名誉村民条例	H19. 9. 18	名誉村民の推挙に関すること
計	5団体	5件		
埼玉県	秩父市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 23	定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること。
埼玉県	所沢市	所沢市議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 3. 3	(1)基本計画（地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づき市政の基本的な事項について作成する計画をいう。）の策定、変更又は廃止 (2)都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止
埼玉県	東松山市	東松山市福祉サービスオンブズマン条例	H12. 9. 19	オンブズマンの委嘱の際の同意
埼玉県	鴻巣市	鴻巣市名誉市民に関する条例	S52. 6. 27	名誉市民の決定
埼玉県	蕨市	蕨市名誉市民条例	S43. 4. 1	名誉市民の称号を贈り、顕彰に関すること
埼玉県	久喜市	久喜市議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 1. 1	1 次に掲げるものの策定、変更又は廃止 (1)久喜市総合振興計画前期基本計画及び後期基本計画のうち政策施策の体系 (2)久喜市環境基本条例第9条第1項の規定により策定する久喜市環境基本計画のうち政策施策の体系 (3)社会福祉法第107条の規定により策定する久喜市地域福祉総合計画のうち政策施策の体系 (4)都市計画法第18条の2第1項の規定により定める久喜市都市計画マスタープランのうち政策施策の体系 2 姉妹都市又は友好都市の提携又は廃止
埼玉県	富士見市	富士見市名誉市民条例	S57. 2. 1	名誉市民の推挙に関すること。
埼玉県	日高市	日高市名誉市民条例	H11. 4. 1	名誉市民の決定についての同意に関すること
埼玉県	滑川町	滑川町議会の議決すべき事件を定める条例	S59. 12. 27	町民憲章及び町章の制定改廃に関すること。
埼玉県	鷲宮町	鷲宮町名誉町民に関する条例	S54. 3. 20	名誉町民の推挙の同意に関すること。
埼玉県	杉戸町	県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例	S42. 12. 25	賦課の減免に関すること
埼玉県	杉戸町	杉戸町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	S57. 3. 19	賦課の徴収延期及び減免に関すること
埼玉県	杉戸町	杉戸町名誉町民条例	S58. 10. 7	名誉町民の推挙に関すること
埼玉県	松伏町	松伏町名誉町民条例	S55. 3. 27	名誉町民の決定、名誉町民の特典又は待遇の内容及び名誉町民の取消しに関すること。
埼玉県	松伏町	松伏町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	S54. 3. 27	天災その他特別の事情がある場合の賦課徴収の延期及び賦課徴収の減免に関すること。
計	12団体	15件		
千葉県	千葉市	千葉市名誉市民条例	S44. 10. 1	千葉市名誉市民の決定に関すること
千葉県	銚子市	銚子市議会の議決に附すべき事項を定める条例	S45. 3. 25	(1)市民憲章に関すること (2)市葬の執行に関すること
千葉県	市川市	市川市議会の議決に付すべき事項を定める条例	S56. 6. 24	(1)市立自然公園の区域指定に関すること (2)都市締結に関すること

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
千葉県	船橋市	船橋市政に係る重要な計画の議決等に関する条例	H18. 12. 21	基本計画の策定等
千葉県	館山市	館山市名誉市民条例	S45. 1. 21	名誉市民の同意に関する事
千葉県	松戸市	松戸市名誉市民条例	S49. 4. 1	名誉市民の同意に関する事
千葉県	成田市	成田市名誉市民条例	H18. 3. 27	名誉市民としての適否に関する事
千葉県	佐倉市	佐倉市名誉市民条例	S43. 10. 8	名誉市民の推挙に係る同意に関する事
千葉県	佐倉市	佐倉市情報公開条例	H19. 10. 1	情報公開審査委員の委嘱に係る同意に関する事
千葉県	佐倉市	佐倉市個人情報保護条例	H19. 10. 1	個人情報保護委員の委嘱に係る同意に関する事
千葉県	勝浦市	勝浦市名誉市民条例	H4. 3. 25	名誉市民の同意に関する事
千葉県	流山市	流山市議会基本条例	H21. 4. 1	地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画を策定すること
千葉県	四街道市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例	H13. 12. 27	基本構想に基づく基本計画を策定すること
千葉県	白井市	議会の議決すべき事件を定める条例	H17. 3. 31	基本構想に係わる基本計画
千葉県	芝山町	芝山町名誉町民条例	H8. 6. 14	名誉町民の同意に関する事
千葉県	長生村	長生村議会の議決すべき事件を定める条例	S56. 7. 1	村民憲章の制定改廃に関する事
千葉県	白子町	白子町議会の議決すべき事件を定める条例	S57. 12. 21	町民憲章の制定改廃に関する事
千葉県	長南町	長南町議会の議決すべき事件を定める条例	H3. 10. 1	町民憲章の制定改廃に関する事
計	16団体	18件		
東京都	新宿区	新宿区総合計画の議決に関する条例	H19. 10. 17	新宿区総合計画の策定及び変更に関する事
東京都	中野区	議会の議決すべき事件等に関する条例	H17. 3. 28	(1) サンプラザ地区に係るまちづくり整備の方針に関する事。 (2) 区が株式会社まちづくり中野21の株主総会において、次に掲げる事項につき議決権を行使すること。(ア)定款の変更、(イ)会社の合併、(ウ)会社の解散
東京都	足立区	足立区管理通路条例	H18. 4. 1	区管理道路を設置し、又は廃止すること
東京都	八王子市	八王子市名誉市民条例	S26. 12. 1	名誉市民の選定及び取消しに関する事
東京都	三鷹市	三鷹市名誉市民条例	S55. 9. 29	名誉市民の推挙に関する事。名誉市民の称号の取消しに関する事。
東京都	三鷹市	三鷹市総合オンブズマン条例	H12. 10. 1	総合オンブズマンの委嘱・解嘱に関する事。
東京都	昭島市	昭島市表彰条例	H19. 4. 1	一般表彰及び自治功労者（自治功労者から除外するときは議会の同意）
東京都	昭島市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	S42. 3. 27	農業災害による資金借入金損失補償について

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
東京都	昭島市	昭島市総合オンブズパーソン条例	H15. 4. 1	オンブズパーソンの委嘱及び途中解職（議会の同意）
東京都	昭島市	昭島市長等の給与及び旅費に関する条例	H20. 4. 1	特別の事情がある場合の市長等の退職手当額
東京都	昭島市	昭島市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例	H20. 4. 1	特別の事情がある場合の教育長の退職手当額
東京都	昭島市	昭島市職員退職手当支給条例	H21. 1. 1	特に功労のある職員に対する退職手当額の増額
東京都	町田市	町田市名誉市民条例	H9. 7. 1	名誉市民の認定（議会の同意）
東京都	町田市	町田市表彰条例	H7. 10. 1	一般表彰（議会の同意）
東京都	町田市	町田市情報公開・個人情報保護審査会条例	H1. 10. 1	情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱（議会の同意）
東京都	小金井市	小金井市職員の定数に関し地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事項指定に関する条例	S33. 10. 1	法令に定める職員以外の職員で市の予算から支出すべき職員（2か月以内の期間を定めて雇傭される者および兼任者を除く。）の定数に関する事
東京都	小平市	小平市名誉市民条例	S47. 9. 13	名誉市民の選定
東京都	日野市	日野市福祉オンブズパーソン条例	H13. 1. 1	福祉オンブズパーソンの委嘱・解職に関する事
東京都	国分寺市	国分寺市政治倫理条例	H20. 12. 1	政治倫理審査会委員の委嘱及び解嘱
東京都	国分寺市	国分寺市オンブズパーソン条例	H17. 9. 29	オンブズパーソンの委嘱及び解嘱
東京都	国分寺市	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例	H21. 4. 1	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱
東京都	国分寺市	国分寺市職員倫理条例	H19. 10. 1	国分寺市職員倫理審査会委員の委嘱及び解嘱
東京都	国分寺市	国分寺市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例	H20. 4. 1	国分寺市公益監察員の委嘱及び解嘱
東京都	国分寺市	国分寺市建築審査会設置条例	H20. 4. 1	建築審査会委員の委嘱
東京都	多摩市	多摩市名誉市民条例	S46. 11. 1	名誉市民の決定及び取消し（議会の同意）
東京都	多摩市	多摩市福祉オンブズマン条例	H12. 10. 1	福祉オンブズマンの委嘱・解嘱の同意
東京都	瑞穂町	瑞穂町議会の議決すべき事件に関する条例	H17. 9. 30	瑞穂町長期総合計画の基本構想に基づく基本計画の策定及び変更
東京都	大島町	大島町名誉町民条例	S37. 4. 1	名誉町民の選定及び取消しに関する事。
東京都	小笠原村	小笠原村名誉村民条例	S63. 1. 28	小笠原村名誉村民選定、待遇等
計	15団体	29件		
神奈川県	横浜市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	S28. 8. 5	(1)地方公務員法第8条第5項の規定により人事委員会の喚問する証人の費用弁償に関する事。 (2)長期にわたる重要事業の計画決定に関する事。

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
神奈川県	横須賀市	議会の議決すべき事件に関する条例	H19. 4. 1	(1) 市政功労者を定めること。(2) 市民憲章の制定又は改廃に関すること。 (3) 横須賀市基本計画その他の基本構想を実現するための重要かつ長期的、基本的な計画等の策定又は改廃に関すること。 (4) 各種の都市宣言の制定又は改廃に関すること。(5) 姉妹都市又は友好都市の提携に関すること。
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例	S29. 6. 30	(1) 本市職員の退職年金又は退職一時金の額を決定すること (2) 地方公務員法第8条第5項の規定により公平委員会の喚問する証人の実費弁償に関すること
神奈川県	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市名誉市民条例	S40. 12. 24	茅ヶ崎市名誉市民を決定すること
神奈川県	逗子市	逗子市個人情報保護条例	H4. 4. 1	個人情報保護委員の委嘱の同意
神奈川県	逗子市	逗子市情報公開条例	H13. 4. 1	情報公開審査委員の委嘱の同意
神奈川県	逗子市	逗子市まちづくり条例	H14. 7. 1	まちづくり基本計画の策定に関すること。
神奈川県	逗子市	逗子市住民投票条例	H18. 4. 1	住民投票の請求に関すること。
神奈川県	葉山町	葉山町名誉町民条例	H7. 7. 8	名誉町民選考委員会から推薦のあった者についての名誉町民の同意に関すること。
神奈川県	葉山町	葉山町表彰条例	H19. 4. 1	功労賞の受賞者の同意に関すること。
神奈川県	中井町	中井町議会の議決すべき事件に関する条例	S41. 12. 23	中井町総合計画に関すること
神奈川県	大井町	大井町議会基本条例	H20. 9. 5	(1) 基本構想に基づく基本計画に関すること。 (2) 地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び町が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関すること。
神奈川県	湯河原町	湯河原町議会基本条例	H19. 4. 1	(1) 基本構想に基づく基本計画に関すること。 (2) 地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び町が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関すること。
計	9団体	13件		
新潟県	新潟市	新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例	H20. 3. 10	(1) 基本計画(地方自治法第2条第4項に規定する基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止 (2) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消 (3) 都市計画法第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止
新潟県	長岡市	長岡市名誉市民条例	S33. 10. 20	名誉市民の決定に関すること
新潟県	三条市	三条市名誉市民条例	H17. 5. 1	名誉市民の決定に関すること
新潟県	新発田市	新発田市名誉市民条例	H15. 7. 7	名誉市民に関すること
新潟県	小千谷市	小千谷市名誉市民条例	S34. 3. 13	名誉市民の決定に関すること
新潟県	見附市	見附市名誉市民条例	S33. 12. 23	名誉市民に関すること
新潟県	燕市	燕市名誉市民条例	H18. 3. 20	名誉市民に関すること
新潟県	五泉市	五泉市名誉市民条例	H18. 1. 1	名誉市民の称号付与に関すること

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
新潟県	南魚沼市	南魚沼市名誉市民条例	H16. 12. 24	名誉市民の選定
新潟県	川口町	川口町名誉町民条例	H14. 9. 19	名誉市民の称号付与に関する事
新潟県	津南町	津南町名誉町民条例	S62. 5. 15	名誉町民に関する事
計	11団体	11件		
石川県	小松市	小松市議会の議決すべき事件を定める条例	S54. 12. 10	(1) 併用林道設定協定に関する事。 (2) 市の木、市の花の制定に関する事。
石川県	かほく市	かほく市名誉市民条例	H17. 3. 16	かほく市名誉市民の決定につき同意を求めることについて
計	2団体	2件		
福井県	あわら市	あわら市議会の議決すべき事件を定める条例	H20. 12. 24	(1) 市民憲章の制定又は改廃に関する事。 (2) 市のシンボルの制定又は改廃に関する事。
計	1団体	1件		
山梨県	甲府市	議会の議決すべき事件に関する条例	S36. 10. 9	(1) 市政功労表彰の決定に関する事 (2) 市民憲章の制定に関する事
計	1団体	1件		
長野県	松本市	松本市名誉市民条例	S39. 3. 31	「松本市名誉市民」の称号を贈り、その榮譽を称えることに関する事。
長野県	上田市	上田市議会の議決事件に関する条例	H18. 9. 29	上田市の長期基本構想に即した基本計画の策定及び変更
長野県	飯田市	飯田市議会の議決すべき事件を定める条例	H18. 9. 21	飯田市の基本構想(地方自治法第2条第4項に規定するもの)に基づいて定める基本計画のうち、政策施策の体系に関する事。
長野県	飯田市	飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例	H21. 3. 27	(1) 定住自立圏形成協定の締結 (2) 定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告
長野県	伊那市	伊那市名誉市民条例	H18. 3. 31	「伊那市名誉市民」の称号を贈り、その榮譽をたたえることに関する事。
長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市議会の議決に付すべき事件に関する条例	H12. 3. 9	友好都市の提携に関する事。
長野県	千曲市	千曲市議会の議決事件に関する条例	H17. 6. 24	(1) 千曲市の総合計画基本構想に即した基本計画の策定及び変更 (2) 姉妹都市の提携に関する事。
長野県	川上村	議会の議決すべき事件を定める条例	S40. 1. 17	地方税法第433条第3項の規定により出席した関係者の実費弁償に関する事。
長野県	富士見町	議会の議決すべき事件等に関する条例	H18. 9. 21	富士見町総合計画・前期基本計画の変更に関する事
長野県	辰野町	辰野町議会の議決すべき事件を定める条例	H19. 3. 20	辰野町の基本構想に基づく基本計画の策定及び変更に関する事。ただし、数値目標を除く。
長野県	麻績村	麻績村名誉村民条例	H11. 6. 25	麻績村名誉村民に関する事
長野県	山ノ内町	議会の議決すべき事件を定める条例	H20. 4. 1	(1) 地方自治法第2条第4項の規定により定める基本構想に基づく基本計画 (2) 名誉町民の選定に関する事項 (3) 友好都市及び姉妹都市の締結に関する事項 (4) まちづくり等に関する憲章及び宣言
計	11団体	12件		

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
岐阜県	大垣市	大垣市功労者表彰条例	S42. 7. 1	名誉市民、功労章の授与に関する事。
岐阜県	多治見市	多治見市市政基本条例	H19. 12. 17	総合計画を策定すること。
岐阜県	多治見市	多治見市職員による公益通報に関する条例	H21. 3. 30	市政監察契約を締結すること、解除すること。
岐阜県	多治見市	多治見市健全な財政に関する条例	H19. 12. 17	財政再建計画を策定すること。
岐阜県	多治見市	多治見市霊園の設置及び管理に関する条例	H17. 9. 28	名誉えい域の使用を許可すること。
岐阜県	多治見市	多治見市名誉市民条例	S50. 12. 20	名誉市民を選定すること。
岐阜県	多治見市	多治見市子どもの権利に関する条例	H15. 9. 25	多治見市子どもの権利擁護委員の選任及び解任
岐阜県	美濃加茂市	美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 25	定住自立圏形成協定を締結し、変更し、又は廃止に関する事。
岐阜県	土岐市	土岐市功労者表彰条例	H4. 6. 30	名誉市民の称号を贈り、名誉市民章の授与及び功労章の授与に関する事
岐阜県	関ヶ原町	関ヶ原町名誉町民条例	S45. 12. 21	名誉町民の授与に関する事。
岐阜県	関ヶ原町	関ヶ原町表彰条例	H13. 7. 16	功労章・特別表彰の授与に関する事
岐阜県	神戸町	神戸町功労者表彰条例	S38. 7. 3	名誉町民の称号を贈り、名誉町民章の授与及び功労章の授与に関する事
岐阜県	大野町	大野町名誉町民条例	S58. 3. 10	名誉町民章の授与に関する事
岐阜県	坂祝町	坂祝町議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 19	定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定の締結に関する事
計	8団体	14件		
静岡県	浜松市	浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例	H20. 6. 12	基本計画の策定、変更又は廃止
静岡県	沼津市	沼津市名誉市民条例	S35. 5. 11	名誉市民を定める事
静岡県	沼津市	沼津市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例	H19. 4. 1	教育長の退職手当の額に関する事
静岡県	沼津市	沼津市特別職の職員の給与に関する条例	H19. 4. 1	特別職の職員の退職手当の額に関する事
静岡県	沼津市	沼津市税賦課徴収条例	S30. 10. 5	天災その他特別の事由があるものに対する市民税及び固定資産税の減免に関する事
静岡県	伊東市	地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例	S26. 3. 30	(1)伊東国際観光温泉文化都市建設法第3条第1項の規定による措置に関する事。 (2)伊東市功労者表彰に関する条例に基づく功労者を決定すること。
静岡県	島田市	島田市基本計画の議決に関する条例	H21. 4. 1	基本計画(地方自治法第2条第4項の基本構想に基づき市政の全般にわたる基本的な方針を体系的に定める計画をいう。)の策定又は変更(軽微な変更を除く)に関する事。
静岡県	伊豆の国市	伊豆の国市議会の議決すべき事件を定める条例	H18. 9. 12	姉妹都市の提携及びその解消をすること。
静岡県	伊豆の国市	伊豆の国市名誉市民条例	H17. 9. 12	伊豆の国市名誉市民の称号を贈ること及び取り消すこと。
静岡県	伊豆の国市	統一財産に係る収益の分取割合に関する条例	S46. 12. 20	統一財産の処分価格から控除できる金額を定める事

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
静岡県	松崎町	議会の議決に付すべき事件を定める条例	S51. 7. 5	(1)松崎町における大規模な土地開発事業を行なうものと結ぶ協定 (2)松崎町が行う姉妹都市の提携
静岡県	吉田町	吉田町名誉町民条例	H7. 12. 21	吉田町名誉町民となることの同意について
計	7団体	12件		
愛知県	名古屋市	議決事件指定条例	H6. 4. 1	名古屋港管理組合設立に伴い、名古屋市が愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産等に関する協定
愛知県	豊橋市	豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例	H10. 12. 28	姉妹都市の提携に関すること。
愛知県	岡崎市	岡崎市名誉市民条例	S31. 4. 1	市民の栄誉をたたえ、功績を顕彰すること
愛知県	春日井市	春日井市名誉市民条例	S38. 3. 30	名誉市民の推挙及び取消しに関すること
愛知県	豊田市	豊田市名誉市民条例	S35. 7. 7	名誉市民の推挙及び取消しに関すること
愛知県	安城市	安城市名誉市民条例	H14. 12. 24	名誉市民に推挙すること
愛知県	常滑市	常滑市表彰条例	H18. 12. 26	特に自治功績大なる者の表彰について(同意)
愛知県	常滑市	常滑市名誉市民条例	S47. 4. 1	名誉市民にかかる同意について
愛知県	小牧市	小牧市名誉市民条例	S42. 7. 15	名誉市民に推挙すること
愛知県	新城市	新城市名誉市民条例	H19. 4. 1	名誉市民の選定にかかる同意
愛知県	新城市	新城市財産区管理会条例	H17. 10. 1	財産区管理会委員の選定にかかる同意
愛知県	高浜市	高浜市議会の議決すべき事件を定める条例	H1. 6. 15	姉妹都市提携に関すること
愛知県	北名古屋市	北名古屋市名誉市民条例	H19. 4. 1	名誉市民の称号を贈ることについて
愛知県	北名古屋市	北名古屋市表彰条例	H19. 4. 1	市民栄誉表彰に関すること
愛知県	蟹江町	蟹江町議会の議決すべき事件を定める条例	S39. 4. 1	公平委員会及び選挙管理委員会に喚問した証人に対する費用弁償に関すること。
計	12団体	15件		
三重県	四日市市	四日市市議会の議決すべき事件を定める条例	H20. 4. 1	(1)災害対策基本法第42条第1項に規定する地域防災計画の策定及び変更に関すること。 (2)水防法第32条に規定する水防計画の策定及び変更に関すること。 (3)老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定及び変更に関すること。 (4)介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関すること。 (5)都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針のうち、全体構想の策定及び変更に関すること。
三重県	桑名市	桑名市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例	H20. 4. 1	基本計画(地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づき市行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう)の策定、変更(軽微な変更を除く)又は廃止

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
三重県	鈴鹿市	鈴鹿市議会の議決すべき事項を定める条例	H14. 3. 11	(1) 地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、公平委員会において喚問した証人に対し、費用弁償の額及び支給方法を定めること。 (2) 市民憲章の制定等に関すること。 (3) 各種都市宣言の制定などに関すること。 (4) 姉妹都市及び友好都市の提携に関すること。
三重県	名張市	名張市議会の議決すべき事件を定める条例	H16. 3. 4	(1) 総合計画の基本計画に関すること (2) 都市宣言に関すること
三重県	伊賀市	伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例	H17. 6. 27	(1) 市行政全般に係る将来の目標を設定し当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示した計画 (2) その他市行政の基本的な施策に係る計画(法令又は他の条例に定めのあるものは除く)
三重県	東員町	東員町議会の議決事件を定める条例	H20. 2. 1	(1) 職員以外の雇用人及び嘱託並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の職員の定数並びに分限規定に関すること (2) 前号に掲げる職員の給料、旅費、職員手当及びその他の給与に関すること ※法令により「条例で定める」こととされていないもの
三重県	菰野町	菰野町議会の議決すべき事件を定める条例	H20. 4. 1	(1) 基本構想を実現するための基本計画及び推進計画の策定及び変更に関すること。 (2) 都市計画に関する基本的な方針のうち、全体構想の策定及び変更に関すること。 (3) 中期的な財政運営の指針となる中期財政計画の策定及び変更に関すること。
計	7団体	7件		
滋賀県	彦根市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 24	定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更し、または同協定の廃止を求める旨を通告すること
滋賀県	栗東市	栗東市議会の議決すべき事件に関する条例	H14. 4. 1	工場誘致に関すること
滋賀県	竜王町	竜王町議会の議決すべき事件を定める条例	S32. 4. 1	道路法第19条第1項及び第54条第1項の「協議」に関すること
滋賀県	愛荘町	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 24	定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定を締結しもしくは変更し、または同協定の廃止を求める旨を通告すること。
滋賀県	豊郷町	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 25	定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定を締結しもしくは変更し、または同協定の廃止を求める旨を通告すること。
滋賀県	甲良町	甲良町議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 3. 23	定住自立圏形成協定に関すること
滋賀県	多賀町	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 23	定住自立圏構想推進要綱に基づく協定の締結、変更、廃止に関すること。
計	7団体	7件		
京都府	京都市	京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例	H17. 4. 1	(1) 基本計画の策定、変更又は廃止 (2) 姉妹都市盟約の締結
京都府	長岡京市	表彰条例	H19. 3. 30	自治功労表彰に関すること
京都府	長岡京市	名誉市民条例	S47. 10. 1	名誉市民に関すること

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
京都府	京丹後市	京丹後市議会基本条例	H20. 4. 1	(1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画に関する事 (2) その他市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関する事(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの (ア) 都市計画、上下水道等に関する計画、(イ) 社会福祉、医療に関する計画 (ウ) 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画 (エ) 市民生活の安全、交通、環境に関する計画 (オ) 教育に関する計画、(カ) 次世代育成、男女共同参画に関する計画 (3) 市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの
京都府	木津川市	木津川市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例	H20. 10. 16	地方自治法第2条第4項に規定する基本構想を実現するための基本的な計画で、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものの策定、変更
計	4団体	5件		
大阪府	堺市	堺市名誉市民条例	S46. 3. 23	名誉市民の選定に関する事
大阪府	岸和田市	公民館建設基金条例	S39. 4. 1	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	教育基金条例	S49. 12. 14	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	中小企業融資準備基金条例	S62. 4. 1	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	財政調整基金条例	S39. 4. 1	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	公園墓地整備事業基金条例	S44. 3. 31	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	岸和田市土地開発基金条例	S62. 4. 1	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	科学技術教育センター建設基金条例	S45. 3. 31	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	保健衛生基金条例	S49. 3. 26	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	岸和田競輪場環境改善基金条例	S49. 9. 13	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	公共公益施設整備基金条例	H16. 4. 1	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	商業振興基金条例	S57. 4. 1	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	岸和田競輪場施設改善基金条例	S60. 4. 1	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	岸和田城周辺整備基金条例	H1. 6. 17	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	岸和田市歴史的町並み保全基金条例	H1. 12. 21	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	岸和田市競輪事業基金条例	H3. 3. 15	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	岸和田市地域農業活性化基金条例	H3. 6. 20	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	岸和田市地域福祉基金条例	H4. 3. 5	基金の処分に関する事
大阪府	岸和田市	岸和田市文化振興基金条例	H4. 3. 5	基金の処分に関する事

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
大阪府	岸和田市	岸和田市有功者表彰条例	S45. 6. 26	有功者の表彰に関する事
大阪府	岸和田市	岸和田市名誉市民表彰条例	S37. 10. 5	名誉市民の表彰に関する事
大阪府	池田市	池田市表彰条例	S37. 10. 20	表彰者を決定する事
大阪府	泉大津市	泉大津市名誉市民条例	H2. 12. 13	名誉市民の称号を贈ることについて同意を求める事
大阪府	高槻市	高槻市表彰条例	H5. 1. 1	名誉市民、有功者に関する事
大阪府	貝塚市	貝塚市有功者表彰条例	H11. 4. 1	顕著な功労のあった者を有功者とする事
大阪府	守口市	守口市名誉市民条例	H3. 12. 18	名誉市民の推挙及び名誉市民の取消に関する事
大阪府	守口市	守口市国民健康保険条例	H21. 4. 1	国民健康保険特別会計に属する財産の管理に関する事（指定金融機関に預入する有価証券及び現金を除く）
大阪府	枚方市	枚方市名誉市民条例	S59. 12. 25	名誉市民の称号に関する事
大阪府	枚方市	枚方市有功者表彰条例	H15. 3. 12	有功者の表彰に関する事
大阪府	枚方市	枚方市職員の退職手当に関する条例	H18. 4. 1	在職中特に功績顕著と認める者について特別退職手当を付加支給する事
大阪府	八尾市	八尾市有功者待遇条例	H2. 3. 28	有功者の推挙に関する事
大阪府	泉佐野市	泉佐野市有功者表彰条例	S25. 11. 24	有功者の表彰に関する事
大阪府	富田林市	富田林市表彰条例	H12. 6. 28	名誉市民賞の受賞者、有功賞の受賞者に関する事
大阪府	寝屋川市	寝屋川市名誉市民条例	S47. 4. 20	名誉市民の称号に関する事
大阪府	寝屋川市	寝屋川市有功者表彰条例	S59. 3. 13	有功者の選定及び資格喪失に関する事
大阪府	松原市	松原市名誉市民条例	H10. 7. 10	名誉市民の推挙に関する事
大阪府	松原市	松原市職員の退職手当に関する条例	H21. 4. 1	在職中特に功績顕著と認める者への退職手当の加算支給に関する事
大阪府	松原市	財産区管理会条例	S51. 7. 3	管理委員の選任に関する事
大阪府	大東市	大東市名誉市民条例	S51. 10. 6	名誉市民の選定に係る同意に関する事
大阪府	和泉市	和泉市名誉市民条例	S60. 3. 27	名誉市民の選定に係る同意に関する事
大阪府	箕面市	箕面市名誉市民表彰条例	S37. 4. 9	名誉市民の決定に関する事
大阪府	箕面市	箕面市有功者表彰条例	S58. 4. 1	有功者の決定に関する事
大阪府	柏原市	柏原市有功者表彰条例	S32. 7. 9	有功者の推認に関する事
大阪府	羽曳野市	羽曳野市名誉市民条例	S43. 6. 15	名誉市民の推挙に関する事

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
大阪府	門真市	門真市名誉市民条例	S39. 3. 26	名誉市民の推挙及び取り消しを行うことに関する事
大阪府	摂津市	摂津市有功者表彰条例	H7. 4. 1	有功者に関する事
大阪府	高石市	高石市名誉市民条例	H8. 3. 29	名誉市民の決定及び取消しに関する事
大阪府	藤井寺市	藤井寺市名誉市民条例	S52. 1. 6	名誉市民の称号を贈ることに関する事
大阪府	東大阪市	東大阪市名誉市民条例	S44. 6. 18	名誉市民の称号の同意に関する事
大阪府	交野市	交野市名誉市民条例	H2. 6. 28	称号の付与、取消に関する同意
大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市名誉市民条例	S51. 6. 21	名誉市民の称号に関する事
大阪府	豊能町	豊能町有功者表彰条例	S27. 6. 20	有功者の決定に関する事
大阪府	能勢町	能勢町名誉町民条例	H9. 9. 24	名誉町民に関する事
大阪府	忠岡町	忠岡町功労者表彰並びに待遇条例	H17. 6. 17	該当する功労者に関する事
大阪府	忠岡町	忠岡町名誉町民表彰条例	H11. 9. 17	名誉町民に関する事
大阪府	忠岡町	忠岡町町民荣誉表彰条例	H10. 3. 31	町民荣誉賞に該当する者に関する事
大阪府	熊取町	要議決事件条例	H20. 4. 1	(1)地方自治法第2条第4項の基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものを除く)又は廃止 (2)財政の基本的な方向を定める計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止
大阪府	田尻町	田尻町名誉町民表彰条例	S33. 2. 7	名誉町民の称号を贈ることに関する事
大阪府	岬町	岬町名誉町民条例	S41. 11. 5	名誉町民の選定について
大阪府	河南町	河南町表彰条例	S47. 10. 3	表彰について
大阪府	千早赤阪村	千早赤阪村名誉村民条例	S61. 8. 1	名誉村民の称号に関する事
計	33団体	61件		
兵庫県	神戸市	神戸市名誉市民条例	S44. 11. 28	神戸市名誉市民の称号を贈ること(議会の同意)
兵庫県	神戸市	神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例	H19. 1. 1	公正職務審査会の委員の委嘱(議会の同意)
兵庫県	西宮市	西宮市議会の議決すべき事件に関する条例	S24. 9. 29	法令によりその定数を条例で規定するもの以外の職員の定数に関する事
兵庫県	西宮市	西宮市名誉市民条例	S34. 4. 1	名誉市民の決定に関する事
兵庫県	洲本市	洲本市議会の議決すべき事件を定める条例	H18. 2. 11	併用林道の協定締結に関する事
兵庫県	芦屋市	議会の議決すべき事件を定める条例	H17. 6. 9	(1)憲章、都市宣言の制定又は改廃に関する事。(2)姉妹都市、友好都市の提携に関する事。
兵庫県	伊丹市	伊丹市職員退職手当支給条例	H19. 12. 25	退職手当の増額支給

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
兵庫県	伊丹市	伊丹市国民健康保険条例	H21. 1. 1	国民健康保険特別会計における有価証券及び現金以外の財産の管理方法
兵庫県	伊丹市	伊丹市農業共済条例	H18. 3. 8	(1)事務費の賦課総額及び賦課単価 (2)農作物共済及び園芸施設共済無事戻金 (3)農作物剰余金配分額 (4)特別積立金の法95条又は96条の損害防止費用への充当 (5)特別積立金の共済事業に必要な農林水産大臣の定める費用への充当
兵庫県	豊岡市	豊岡市議会の議決に付すべき事件に関する条例	H20. 9. 29	基本計画の策定、変更又は廃止
兵庫県	加古川市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	S26. 3. 29	市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会及び公平委員会の事務部局に属する嘱託員、雇員及び傭人の定数に関する事。消防吏員以外の消防職員の定数に関する事
兵庫県	赤穂市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 2. 23	定住自立圏形成協定を締結し若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること
兵庫県	川西市	川西市功労者表彰条例	S30. 9. 27	功労者に対する表彰に関する事。
兵庫県	川西市	川西市農業共済条例	S43. 1. 1	(1)農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価を定める事。 (2)農作物(水稲)加入者に対する水稲無事もどし金の交付に関する事。
兵庫県	川西市	川西市名誉市民条例	H6. 4. 1	名誉市民に対する表彰に関する事。
兵庫県	朝来市	朝来市議会の議決に付すべき事件等に関する条例	H21. 4. 1	(1)市民憲章の制定又は改廃に関する事。 (2)市花木等の制定又は改廃に関する事。 (3)各種の都市宣言の制定又は改廃に関する事。 (4)姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関する事。 (5)市総合計画基本構想を実現するための基本計画 (6)複数年度以上の期間を有する市行政の基本的な施策に係る計画等
兵庫県	稲美町	稲美町議会が議決すべき事件に関する条例	H19. 10. 1	(1)基本計画 (2)都市計画マスタープラン
兵庫県	神河町	神河町名誉町民条例	H17. 11. 7	神河町名誉町民の称号を贈る事に関する事。
兵庫県	上郡町	議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 4. 1	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告
計	13団体	19件		
奈良県	生駒市	生駒市の議会の議決すべき事件に関する条例	S24. 7. 26	法律又は政令に条例で定めるべき規定なき職員の定数に関する事
奈良県	曽爾村	曽爾村の議会の議決すべき事件に関する条例	S24. 7. 9	(1)法律又は政令に条例で定めるべき規定なき職員の定数に関する事。 (2)前号に掲げる職員の退職手当に関する事。 (3)職員の分限に関する事。
奈良県	下市町	下市町名誉町民条例	S54. 3. 30	名誉町民の決定
計	3団体	3件		
和歌山県	和歌山市	和歌山市議会の議決すべき事件を定める条例	H9. 11. 1	(1)名誉市民に関する事。(2)市民憲章に関する事。 (3)心身障害児福祉年金に関する事。(4)児童手当に関する事。 (5)老人医療費の助成に関する事。(6)乳幼児医療費の助成に関する事。 (7)姉妹都市等としての提携に関する事。(8)重度心身障害児者医療費の助成に関する事。 (9)母子家庭医療費の助成に関する事。

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
和歌山県	橋本市	橋本市議会の議決すべき事項を定める条例	H18. 3. 1	(1)橋本市民憲章の制定並びに橋本市の花及び木の選定に関する事 (2)姉妹都市としての提携に関する事 (3)友好都市としての提携に関する事
和歌山県	御坊市	御坊市議会の議決すべき事件を定める条例	S53. 12. 13	市民憲章に関する事。
和歌山県	新宮市	新宮市議会の議決すべき事件を定める条例	H18. 3. 8	(1)市章の制定に関する事、(2)市歌の制定に関する事 (3)市民憲章の制定に関する事、(4)市の木及び花の指定に関する事 (5)姉妹都市の提携をすること
和歌山県	紀の川市	紀の川市議会の議決すべき事件を定める条例	H19. 3. 27	(1)市民憲章の制定に関する事。(2)市の木、花及び鳥の指定に関する事。 (3)「暴力追放のまち 紀の川市」宣言に関する事。 (4)「非核・平和のまち 紀の川市」宣言に関する事。 (5)「生涯学習のまち 紀の川市」宣言に関する事。
和歌山県	美浜町	美浜町議会の議決すべき事件に関する条例	S63. 12. 23	美浜町民憲章について
和歌山県	日高町	議会の議決を要する事件の指定に関する条例	S30. 7. 27	地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に関する職員の退職手当に関する事。(法令に条例で定めると規定されている者を除く。)
和歌山県	串本町	串本町議会の議決すべき事件を定める条例	H18. 6. 30	(1)地方自治法第2条第4項の規定に基づく町の基本構想に係る基本計画に関する事。 (2)中・長期にわたる重要事業の計画決定に関する事。 (3)町民憲章、町宣言の制定又は改廃に関する事
計	8団体	8件		
鳥取県	倉吉市	地方自治法第96条第2項の規定による倉吉市議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 30	定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める通告
鳥取県	三朝町	地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 4. 1	定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止
鳥取県	湯梨浜町	地方自治法第96条第2項の規定による湯梨浜町議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 16	定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止
鳥取県	琴浦町	地方自治法第96条第2項の規定による琴浦町議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 23	定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止
鳥取県	北栄町	地方自治法第96条第2項の規定による北栄町議会の議決すべき事件に関する条例	H21. 3. 23	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止
鳥取県	北栄町	北栄町議会基本条例	H21. 4. 1	(1)法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合的計画の策定及び変更 (2)都市計画マスタープランの策定及び変更 (3)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び変更 (4)次世代育成支援行動計画の策定及び変更 (5)法律第221条第3項に規定する土地開発公社に対する出資に関する事
鳥取県	日南町	日南町議会の議決すべき事件を定める条例	S45. 10. 5	併用林道の協定に関する事
計	6団体	7件		
島根県	浜田市	浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例	H19. 9. 14	地方自治法第2条第4項の基本構想に基づき、行政分野全般に係る基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。
島根県	益田市	益田市名誉市民条例	H4. 3. 26	益田市名誉市民の決定に関する事。
島根県	益田市	益田市行政情報公開条例	H12. 1. 1	益田市行政情報公開不服審査会委員の任命に関する事。
島根県	大田市	大田市名誉市民に関する条例	H17. 10. 1	大田市名誉市民の決定に関する事

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
島根県	奥出雲町	奥出雲町名誉町民条例	H17. 3. 31	奥出雲町名誉町民の選考に関する事
島根県	邑南町	邑南町議会基本条例	H19. 12. 25	法第2条第4項に定める基本構想に基づく総合計画、次世代育成支援行動計画、地域保健福祉計画
計	5団体	6件		
岡山県	岡山市	市議会の議決すべき事件に関する条例	S27. 11. 29	港湾法に基づく地方港湾の港湾区域の変更及び管理の廃止に関する事
岡山県	井原市	井原市議会の議決事件を指定する条例	S57. 7. 6	(1) 1件100万円以上の出資および出捐に関する事。 (2) 認定市道以外の道路および用悪水路の共用廃止に関する事。 (3) 県営事業の市請に関する事。 (4) 友好親善等都市縁組に関する事。
岡山県	鏡野町	鏡野町議会の議決に付すべき事件の指定に関する条例	H17. 3. 1	鏡野町の住民に重大な影響を及ぼす計画及び長期の計画に関する事
岡山県	吉備中央町	吉備中央町議会の議決すべき事件を定める条例	H16. 10. 1	吉備中央町基本構想にかかる基本計画(実施計画を除く)に関する事
計	4団体	4件		
広島県	広島市	議会の議決すべき事件に関する条例	H16. 4. 1	他の条例に定めるもののほか、広島市基本計画(市の基本構想(地方自治法第2条第4項の基本構想をいう)を達成するための施策の大綱を総合的かつ体系的に定めるものをいう)の決定、変更又は廃止
広島県	呉市	呉市議会の議決すべき事件に関する条例	S39. 3. 31	地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、公平委員会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅費及び日当の額を定める事。
広島県	三次市	三次市議会の議決に付すべき事件に関する条例	H18. 9. 29	(1) 基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 (2) 姉妹都市又は友好都市の提携に関する事
計	3団体	3件		
山口県	下関市	地方自治法96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に定める条例	H21. 3. 2	定住自律圏構想推進要綱に基づく定住自律圏形成方針の策定、変更又は廃止に関する事
山口県	下関市	下関市名誉市民条例	H17. 6. 29	名誉市民の選定・名誉市民称号の取り消し
山口県	防府市	防府市名誉市民条例	S32. 3. 15	名誉市民の公葬に関する事。
山口県	田布施町	議会の議決すべき事項を定める条例	H12. 9. 19	基本計画の策定に関する事。
計	3団体	4件		
香川県	高松市	高松市名誉市民条例	H9. 3. 27	名誉市民の選定、取消
香川県	高松市	高松市定住自立圏形成協定の議決に関する条例	H21. 2. 20	定住自立圏形成協定の締結、変更および廃止
香川県	さぬき市	さぬき市議会の議決事件に関する条例	H16. 12. 14	さぬき市基本計画(さぬき市基本構想に即した本市の長期的な計画をいう。)の策定、変更又は廃止
香川県	三木町	定住自立圏形成協定の議決に関する条例	H21. 3. 30	定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれを廃止する旨の通告
香川県	綾川町	綾川町定住自立圏形成協定の議決に関する条例	H21. 3. 19	瀬戸高松広域定住自立圏構想策定に伴う定住自立圏形成協定の締結
計	4団体	5件		

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
愛媛県	西予市	西予市城川学校林設置条例	H16. 4. 1	学校林に供用する土地、面積及び造林期間に関すること。
計	1団体	1件		
高知県	越知町	越知町議会の議決すべき事件に関する条例	S46. 9. 25	広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため設けた協議会において作成する広域にわたる総合的な計画
計	1団体	1件		
福岡県	北九州市	北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例	H20. 9. 8	基本計画の策定、変更又は廃止
福岡県	福岡市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	H16. 12. 20	(1)地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同法同条同項の法人となる当該出資に関すること。 (2)公有水面の埋立てをする権利を譲り渡し、又は譲り受けること。
福岡県	福岡市	福岡市特別職職員等退職手当支給条例	H19. 4. 1	特別の事由があるときの退職手当の額の減額
福岡県	福岡市	福岡市公園条例	H19. 12. 1	公園の区域の全部又は一部の廃止
福岡県	福岡市	福岡市名誉市民条例	S48. 3. 8	名誉市民は、市長が議会の同意を得て選定する。
福岡県	福岡市	福岡市長の政治倫理に関する条例	H19. 9. 30	福岡市政治倫理審査会の委員の選任（同意）
福岡県	福岡市	福岡州市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例	H19. 5. 2	基本計画の策定、変更又は廃止
福岡県	久留米市	久留米市表彰条例	S48. 9. 22	被表彰者等の決定（同意）
福岡県	田川市	田川市議会の議決に付すべき事件に関する条例	S46. 3. 15	転貸債による借入金の貸付契約に関すること
福岡県	太宰府市	太宰府市議会の議決すべき事件を定める条例	S41. 11. 4	(1)水道用水として取水するための水利権者との契約に関すること (2)宅地造成事業実施に伴う事業者との契約に関すること (3)都市計画法第11条の都市施設で計画決定及び変更に関すること (4)都市計画法第12条の市街地開発事業の決定及び変更に関すること
福岡県	みやま市	みやま市名誉市民条例	H20. 12. 19	名誉市民の決定（同意）
福岡県	遠賀町	議会の議決すべき事件に関する条例	S57. 3. 30	(1)職員の退職手当に関すること (2)同一事業、同一実施主体による3ヶ年以上継続で、その町費負担及び補助金額の概算見積の合計金額が5,000万円以上のもののうち、町費の継続負担及び補助を要する事業等の事前承認に関すること、ただし、地方自治法第96条第1項（単年度予算に定めるものを除く）以外のものに限る (3)公有水面（ただし準用河川以上のもとする。）使用の許可申請における意見書に関すること
福岡県	築上町	築上町議会の議決すべき事件に関する条例	H18. 1. 20	公平委員会が喚問した証人の費用弁償に関すること
計	8団体	13件		
佐賀県	鳥栖市	鳥栖市名誉市民条例	S62. 3. 30	名誉市民の選定（同意）
佐賀県	鳥栖市	鳥栖市固定資産評価委員及び固定資産評価補助員の設置等に関する条例	S55. 11. 22	固定資産評価委員の設置に関すること
佐賀県	鳥栖市	鳥栖市天災による被害農林業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損害補償条例	S55. 11. 22	融資額の限度、利子補給及び損失補償の限度に関すること

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
佐賀県	伊万里市	伊万里市議会の議決すべき事件に関する条例	S29. 5. 31	(1)市長の権限に属する雇用人の定数を定めること (2)市長の権限に属せざる市の経費支弁に係る職員の定数を定めること
佐賀県	武雄市	武雄市天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例	H18. 3. 1	融資額の限度、利子補給及び損失補償の限度に関すること
佐賀県	有田町	有田町名誉町民条例	H18. 6. 30	名誉町民の決定に関すること
佐賀県	有田町	天災による被害農林業者に対する資金の融資に伴う利子補給及び損失補償条例	H18. 3. 1	融資額の限度、利子補給及び損失補償の限度に関すること
佐賀県	上峰町	上峰町名誉町民条例	H12. 3. 27	名誉町民の決定（同意）
佐賀県	白石町	白石町天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損害補償条例	H17. 1. 1	融資額の限度、利子補給及び損失補償の限度に関すること
佐賀県	太良町	太良町天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例	S59. 4. 20	融資額の限度、利子補給及び損失補償の限度に関すること
佐賀県	太良町	太良町農林漁業振興資金融通に伴う利子補給及び損失補償条例	H13. 6. 25	融資額の限度、利子補給及び損失補償の限度に関すること
計	7団体	11件		
長崎県	長崎市	長崎市議会の議決すべき事件を定める条例	H6. 12. 22	(1)市民憲章を制定し、又は改廃すること。 (2)姉妹都市の提携をすること。
長崎県	大村市	議会の議決すべき事件を定める条例	S29. 10. 1	(1)地方公務員法第8条第5項の規定に基づき公平委員会に喚問した証人に対する実費弁償について、その額及び支給方法を定めること。 (2)地方税法第433条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会に出席した関係者に対する実費弁償について、その額及び支給方法を定めること。
計	2団体	2件		
熊本県	熊本市	地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例	H21. 4. 1	熊本市総合計画基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。
熊本県	菊池市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例	H19. 4. 1	(1)菊池市総合計画基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。 (2)菊池行政改革大綱の策定に関すること。
熊本県	大津町	大津町議会の議決すべき事項を定める条例	H17. 9. 26	地方自治法第2条第4項の規定による大津町基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。
計	3団体	3件		
大分県	大分市	大分市行政に関する基本的な計画の議決に関する条例	H18. 4. 1	大分市基本計画
大分県	日田市	日田市議会の議決すべき事件を定める条例	S42. 3. 20	日田市立小学校の統合に関すること。日田市立中学校の統合に関すること。
大分県	佐伯市	佐伯市名誉市民条例	H17. 9. 29	政治、経済、産業、文化、社会その他各般にわたって公共の福祉増進に功績があった者に対しその功績をたたえ、もって市民敬愛の対象として顕彰すること
大分県	津久見市	津久見市名誉市民条例	S60. 4. 1	社会文化の興隆に偉大な功績のあった者に対し、その功績をたたえ市民敬愛の対象として顕彰することに関すること
大分県	宇佐市	宇佐市名誉市民条例	H18. 3. 23	名誉市民の推挙（同意）

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
大分県	由布市	由布市議会の議決事件に関する条例	H18.7.7	(1)由布市の憲章及び由布市の基本的方針に係る宣言の制定、変更又は廃止に関する事 (2)由布市の基本計画(法第2条第4項に規定する基本構想を実現するための基本的な計画で、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう)の策定、変更、又は廃止に関する事
計	6団体		6件	
宮崎県	都城市	地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例	H21.2.13	定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること
宮崎県	延岡市	延岡市議会の議決事件に関する条例	H19.3.27	法第2条第4項の規定に基づく基本構想に係る基本計画の策定及び変更。(軽微な変更を除く。)
宮崎県	延岡市	定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例	H21.3.30	(1)定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること (2)定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること
宮崎県	日南市	日南市名誉市民条例	S35.3.10	名誉市民の決定に関する事
宮崎県	日南市	北郷町名誉町民条例	S38.6.28	名誉町民の決定に関する事
宮崎県	日南市	南郷町顕彰条例	S63.6.27	名誉町民の決定に関する事
宮崎県	小林市	議会の議決事件に関する条例	H20.4.1	老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づく小林市高齢者保健福祉計画に関する事
宮崎県	日向市	定住自立圏の形成に関し議会の議決事項を定める条例	H21.3.27	定住自立圏形成協定の締結又は変更及び定住自立圏形成協定の廃止を求める通告に関する事
宮崎県	野尻町	議会の議決すべき事件に関する条例	S42.7.10	総合長期計画の策定に関する事
宮崎県	新富町	新富町名誉町民条例	S36.10.5	名誉町民年金の支給,名誉町民の称号取り消し
宮崎県	日之影町	日之影町名誉町民条例	S42.3.27	名誉町民の認定
宮崎県	日之影町	日之影町企業立地促進条例	H12.3.24	企業立地をする者で税の減免等を受けるものの認定
計	8団体		12件	
鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例	H21.3.25	定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止をする旨を通告すること。
鹿児島県	垂水市	垂水市議会の議決すべき事項を定める条例	S40.4.1	地方税法第433条第3項の規定に基き固定資産評価審査委員会に出席を求めた関係者に対し、費用を弁償するについてその額及び支給方法等を条例で定める事
鹿児島県	薩摩川内市	薩摩川内市議会の議決すべき事項を定める条例	H21.3.31	(1)地方公務員法第8条第5項の規定により、公平委員会に喚問した証人に対し費用を弁償するについて、その額、支給方法等を条例で定める事。 (2)地方税法第433条第7項の規定により、固定資産評価審査委員会に出席を求めた関係者に対し費用を弁償するについて、その額、支給方法等を条例で定める事。 (3)定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に規定する定住自立圏形成方針を、策定、変更又は廃止すること。
鹿児島県	三島村	議会の議決すべき事項を定める条例	S24.9.5	(1)消防組織法第12条第2項の規定による消防長及び消防吏員を除く消防職員の定数を条例で定める事。 (2)農業委員会等に関する法律第20条第1項の規定による書記を除く農業委員会の事務局の職員の定数を条例で定める事。 (3)地方公務員法第8条第5項の規定により、公平委員会に喚問した証人に対し費用を弁償するについて、その額、支給方法等を条例で定める事。 (4)地方税法第433条第7項の規定により、固定資産評価審査委員会に出席を求めた関係者に対し費用を弁償するについて、その額、支給方法等を条例で定める事。

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件
鹿児島県	蒲生町	議会の議決すべき事項を定める条例	S41. 1. 1	地方税法第433条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会に出席を求めた関係者に対し、費用を弁償するについてその額及び支給方法等を条例で定めること。
鹿児島県	菱刈町	議会の議決すべき事件を定める条例	S31. 8. 31	(1) 地方公務員法第8条第5項の規定に基づき、県人事委員会が喚問した証人に対し、費用を弁償するについて、その額及び支給等を条例で定めること。 (2) 地方税法第433条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会に出席を求めた関係者に対し、費用を弁償するについて、その額及び支給方法等を条例で定めること。 (3) 消防組織法第11条の規定による消防長を除く消防団員の定数を条例で定めること。
鹿児島県	大崎町	議会の議決すべき事項を定める条例	S44. 1. 1	(1) 町の基本構想を策定すること (2) 町の基本計画を策定すること
鹿児島県	東串良町	東串良町議会の議決すべき事項を定める条例	S28. 9. 25	(消防組織法第12条、農業委員会等に関する法律第20条第1項の職員の定数を定めること。法第205条の規定による退職手当の額並びにその支給方法。地公法第8条第5項に基づき公平委員会に喚問した証人に対し費用を弁償することについてその額及び支給方法など。地税法第433条第3項に基づき、固定資産評価審査委員会に出席を求め関係者に対し、費用を弁償することについてその額及び支給方法)を条例で定めること。
鹿児島県	南大隅町	南大隅町議会の議決すべき事項を定める条例	H17. 3. 31	(1) 消防組織法第12条第2項の規定による消防長及び消防吏員を除く消防職員の定数を条例で定めること (2) 農業委員会等に関する法律第20条第1項の規定による書記を除く農業委員会の事務部局の職員の定数を条例で定めること。 (3) 地方公務員法第8条第5項の規定により、公平委員会に喚問した証人に対し費用を弁償するについて、その額、支給方法等を条例で定めること。 (4) 地方税法第433条第7項の規定により、固定資産評価審査委員会に出席を求めた関係者に対し費用を弁償するについて、その額、支給方法等を条例で定めること。
計	9団体	9件		
沖縄県	那覇市	那覇市名誉市民条例	H17. 4. 1	(1) 名誉市民の選定に関すること (2) 国際親善名誉市民の選定に関すること
沖縄県	金武町	金武町名誉町民条例	H1. 4. 1	名誉町民の選定
沖縄県	南風原町	南風原町議会の議決すべき事件を定める条例	H17. 9. 30	南風原町基本構想に係る基本計画に関すること。
沖縄県	八重瀬町	八重瀬町名誉町民条例	H18. 1. 1	名誉市民の選定
計	4団体	4件		
合計	352団体	458団体		